

○秋田大学医学部附属病院長適任者選考規程

(平成 30 年 7 月 11 日規則第 290 号)

改正 令和 5 年 3 月 16 日一部改正

(趣旨)

第 1 条 この規程は、国立大学法人秋田大学部局長等選考等規程第 6 条第 5 項の規定に基づき、秋田大学医学部附属病院長(以下「病院長」という。)適任者の選考に関し必要な事項を定める。

(病院長の資質及び能力)

第 2 条 病院長は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 医師免許を有している者
- (2) 医療安全確保のために必要な資質及び能力を有している者
- (3) 病院の管理運営に必要な資質及び能力を有している者

2 学長は、前項に定める要件の具体的内容を、病院長選考基準(以下「選考基準」という。)において定める。

(選考会議の設置)

第 3 条 学長は、病院長適任者の選考に当たり秋田大学医学部附属病院長候補適任者選考会議(以下「選考会議」という。)を設置する。

2 学長は、選考会議を設置するときは、役員会の議を経て、速やかに委員を選定し、委員名簿に選定理由及び委員の経歴を添えて公表するものとする。

3 学長は、選考会議に対し、選考基準案の策定及び 1 名以上の病院長候補適任者(以下「候補適任者」という。)の推薦を求める。

4 選考会議に関し必要な事項は別に定める。

(選考基準の決定)

第 4 条 学長は、選考会議が策定した選考基準案を参考に、選考基準を決定し公表するものとする。

(病院長の選考)

第 5 条 学長は、選考会議から推薦のあった候補適任者に対し、面接を行い、病院長適任者を選考し決定する。

2 学長は、病院長適任者を決定したときは、氏名、選考理由及び選考過程を公表する。

(補則)

第 6 条 この規程に定めるもののほか、病院長適任者の選考に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成 30 年 7 月 11 日から施行する。

- 2 秋田大学医学部附属病院長適任者選考規程(平成16年4月1日規則第118号)は、廃止する。ただし、この規程施行の際、現に病院長である者の任期は、第7条の規定にかかわらず、廃止前の同規程による。

附 則(令和5年3月16日一部改正)

この規程は、令和5年3月31日から施行する。